

## 大台ヶ原登録ガイド制度の概要

### 1 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的

「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、大台ヶ原におけるガイド制度導入は、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的としています。

#### 1) より質の高い自然体験の提供

大台ヶ原では、散策、登山、野鳥観察等の自然体験が行われていますが、一定の要件を満たした自然ガイド（大台ヶ原登録ガイド）による現地における案内・解説という選択肢を加えることにより、より質の高い自然体験の機会の提供と自然環境保全に関する普及啓発が可能となります。

また、登山経験の浅い利用者に対し、より安全・安心な自然体験の機会を提供することが可能となるとともに、利用マナーの向上が図られ、自然環境の保全に寄与するものです。

#### 2) 地元への経済的効果の発現

ガイドの利用やガイド付きツアーの増加に伴う利用者や滞在時間、宿泊利用者の増加のみならず、地元ガイドの増加等により、地域経済への波及効果が期待されます。

### 2 対象地域の範囲

西大台を中心とした大台ヶ原（西大台・東大台、小処ルートを含む）を対象範囲とします。

### 3 大台ヶ原登録ガイド制度におけるガイド

大台ヶ原は、登山だけに留まらず、大台ヶ原にしかない優れた自然や自然再生事業の取組、地域に息づく歴史・文化等他の地域にはない魅力にあふれています。

また、利用者からは、「自然について解説をしてもらえるガイドを望む。」との要望もあります。

これらを踏まえ、大台ヶ原におけるガイドは、大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制度」の意義・目的に賛同する方です。

### 4 ガイド制度の仕組み

大台ヶ原におけるガイド制度は、登録機関が実施する講習会を受講するなど、一定の



要件を満たすことで登録される「登録制」です。

登録機関は「大台ヶ原の利用に関する協議会」とし、協議会内部にガイド制度を運用するための運営委員会を設置しています。